

# 第17回 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和5年（2023年）10月11日（水）14時～  
場 所：国立療養所菊池恵楓園 やすらぎ会館Bホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨 拶（熊本県健康づくり推進課）

### 3 議 題

(1) ハンセン病問題普及啓発に係る令和4年度（2022年度）下半期の  
実績報告及び令和5年度（2023年度）上半期事業経過報告、下半  
期事業計画について

①健康づくり推進課 ..... 資料1

※りんどう相談支援センター

②人権同和教育課 ..... 資料2

③人権同和政策課 ..... 資料3

(2) その他

### 4 閉 会

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 委員一覧

	氏 名	所 属	区 分
委員長	内田 博文	九州大学名誉教授	学識経験者
委員長代理	小野 友道	くまもと南部広域病院理事長（皮膚科） 熊本大学名誉教授	学識経験者
委員	遠藤 隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表	学識経験者
"	志村 康	国立療養所菊池恵楓園入所者自治会会長	ハンセン病 療養所入所者等
"	中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長	ハンセン病 療養所入所者等
"	紫藤 千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士	ハンセン病問題 相談員
"	境 恵祐	国立療養所菊池恵楓園園長	関係行政機関
"	大濱 賢彦	熊本地方法務局人権擁護課長	関係行政機関
"	柳田 壽昭	教育庁市町村教育局人権同和教育課長	関係行政機関
"	小夏 香	健康福祉部健康局健康づくり推進課長	関係行政機関

(敬称略、順不動)

## 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置要項

### (名 称)

第1条 この委員会は、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて、本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討することを目的とする。

### (協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の取組状況に関すること
- (2) 県民への啓発意識の向上のための取組の検討に関すること
- (3) 各界（医療界、法曹界、マスコミ、宗教界等）の取組状況に関すること

### (組 織)

第4条 委員会は、次の各号に該当する者のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

### (委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

### (委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって委員会に出席し、議事に加わることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

- 1 この要項は、平成27年3月23日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

[参考]

「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書」を踏まえた熊本県の取組みについて(R5年度)

課 題 ( )…頁数	方向性 ( )…頁数	取組 (R5年度予定含む)	第16回委員会での 意見を受けての取組	担当課
ハンセン病問題への関心 (6)	○全ての人の人権が尊重される 社会の実現に向けて (13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンセン病問題啓発パネル展</li> <li>・菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展</li> <li>・ふれあい福祉協会補助事業活用事業</li> <li>・菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」</li> <li>・熊本県新規採用職員研修での講話</li> <li>・ハンセン病問題普及啓発リーフレット作成</li> <li>・ハンセン病啓発県職員出前講座</li> </ul>	短歌・詩の活用	健康づくり推進課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般研修会</li> <li>・人権啓発Web講座 (テーマ:ハンセン病回復者とその家族の人権、感染症をめぐる人権)</li> <li>・研修支援(登録講師派遣)事業</li> <li>・人権啓発パネル展</li> </ul>	短歌・詩の活用	人権同和政策課
	○実践行動ができる人権教育の 推進 (15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に関する研修会(教育行政職員研修等)</li> <li>・教職員のための菊池恵楓園現地研修</li> <li>・各学校の校内研修の推進</li> </ul>		人権同和教育課
ハンセン病回復者の高齢化 (8)	○語り部機能とボランティアガイド の体制維持 (17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンセン病回復者語りDVDを活用した啓発活動</li> </ul>		健康づくり推進課
社会生活に対する不安 (9)	○入所者の問題から社会生活支 援の問題へ (17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」による相談支援</li> <li>・上記センターによる「家族補償制度」申請手続の支援</li> <li>・医療・福祉研修会</li> </ul>		健康づくり推進課

ハンセン病問題普及啓発に係る令和5年度（2023年度）  
上半期事業経過報告、下半期事業計画について

事業名：ハンセン病問題啓発パネル展

《概 要》

県民がハンセン病問題について考え、正しい知識を得られるよう6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の時期等にパネル展を開催。

□令和5年度（2023年度）事業実施内容

・実施日と実施場所：

【熊本県庁地下通路】

熊本県ハンセン病問題普及啓発パネル展 令和5年6月16日～6月30日

【熊本県庁ロビー】

熊本県ハンセン病問題普及啓発パネル展 令和5年6月21日～6月30日

※金陽会絵画パネル展と同時展示

【熊本県民交流館パレア】

熊本県ハンセン病問題普及啓発パネル展 令和5年7月4日～7月18日

※金陽会絵画パネル展と同時展示

■事業実施による課題等

- ・ アンケートでは、普及啓発の効果的な方法として、県内各地におけるパネル展示等が求められていることが分かった。また、ハンセン病の患者さんや治癒された方、家族の方々に対する偏見差別意識があると感じるかという問いに対し「わからない」と回答した方が一定数あり、ハンセン病やハンセン病問題について県民が知る契機となるような啓発がより必要である。

【熊本県庁ロビー】



【熊本県民交流館パレア】



## 事業名：菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展

### 《概要》

県民がハンセン病問題について考え、正しい知識を得られるよう6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の時期等に絵画パネル展を開催。

### □令和5年度（2023年度）事業実施内容

#### ・実施日と実施場所：

##### 【熊本県立図書館】

金陽会絵画パネル展 令和5年5月27日～6月7日

##### 【熊本県庁ロビー】

金陽会絵画パネル展 令和5年6月21日～6月30日

※熊本県ハンセン病問題普及啓発パネル展と同時展示

##### 【熊本県民交流館パレア】

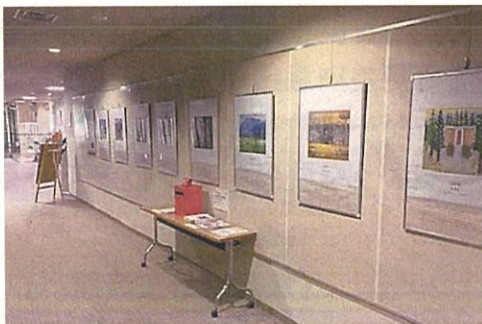
金陽会絵画パネル展示 令和5年7月4日～7月18日

※熊本県ハンセン病問題普及啓発パネル展と同時展示

### ■事業実施による課題等

- ・ アンケートでは、より複数の場所での展示や、実物の絵画を見たい等との意見があった。絵画パネル展だけの実施を各所では難しいが、他の啓発事業と併せて展示が出来る際はより積極的に絵画パネルも展示していきたい。

【熊本県立図書館】



【熊本県庁ロビー】



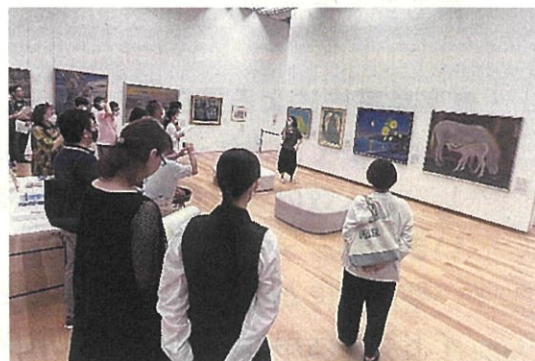
## 事業名：ふれあい福祉協会補助事業活用事業

### □令和5年度（2023年度）事業実施内容

- ・概要：不知火美術館にて金陽会絵画展を実施。
- ・作品展名：「これまで→これから」～宇城市編～  
国立療養所菊池恵楓園絵画クラブ金陽会作品展
- ・コンセプト：「これまで」様々な苦難を経験されてこられたハンセン病回復者の作品に込められた想いに寄り添い、差別・偏見のない社会に向けた「これから」としてハンセン病問題について考えていきたいと思い57点の絵画作品を展示した作品展を実施。  
併せてこれまで当該事業で作成した絵画パネル、菊池恵楓園散策マップ等も掲示し、金陽会の作品を活用した啓発活動についての紹介ブースも設置。また、隣接している不知火図書館において、会期と併せてハンセン病関係図書の特集を実施。
- ・期間：9月14日（土）～9月30日（土）  
※9月18日（月・祝）は14時～ギャラリートークを実施
- ・来場者数：累計 1,221名
- ・対象者：県民

### 【参考：令和4年度（2022年度）実績】

- ・期間：10月8日（土）～10月23日（日）11日（火）、17日（月）は休館日  
※10月8日は10時～オープニングセレモニーを実施  
※10月9日は13時～ギャラリートークを実施
- ・来場者数：累計798名





## 事業名：菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」

### 《概要》

県民が実際に菊池恵楓園を訪れてハンセン病の歴史等に直接触れ、また、入所者の方々の話を聴いて交流を深め、ハンセン病に対する正しい理解の普及啓発を図るため、小学校5・6年生を中心とした親子コース（7月）と、一般コース（8月）を実施。

### □令和5年度（2023年度）事業内容

- ・実施日：7月25日 親子コース、8月24日 一般コースを実施
- ・内容：各日定員60名  
歴史資料館の見学、入所者自治会による講話、園内紹介の動画視聴後、園内見学（監禁室、火葬場跡地、隔離の壁、納骨堂）を実施。
- ・参加者数  
7月25日 43名（小学生14名、中学生9名）  
8月24日 56名（高校生5名、教職員26名）

### ■参加者の声（一部抜粋）

- ・ 歴史資料館や映像、事前リーフレットでの知識をもとに実際に自分の足で園内を歩くことでより理解や学びが深まった。
- ・ 歩いてみると敷地は大きく、施設は綺麗だと感じたが、自分が差別や偏見をされていないからそう思うのであり、自分が差別や偏見をされてこの場所に収容されたらどんな気持ちになるかよく考えた方が良い。
- ・ 小学校・中学校の授業で恵楓園を訪れるべきではないか
- ・ 多くの人が来園すべき  
等、入所者の方の講話や園内見学を通じ、ハンセン病問題について深く学ぶことができたとの声が多数あり、ハンセン病について知っていただくための取組として、現地を訪れて実際に見てもらうことの重要性について述べる声も多くあった。

### ■事業実施による課題等

- ・ より多くの方に菊池恵楓園を訪れていただくため、参加者数の制限をなくし、大人数の参加者を受け付ける等、恵楓園と協議し、規模拡大を検討していきたい。
- ・ 参加者にとってより深い学びとなるよう、園内を周る際はボランティアガイド等を活用し、少人数での園内見学が出来るよう恵楓園と協議し検討していきたい。

【志村会長、太田副会長による講話】



【園内見学（隔離の壁）】



### 事業名：ハンセン病啓発県職員出前講座

#### □令和5年度（2023年度）事業内容

- ・各機関、学校からの要望に応じて実施予定
- ・4月に県職員出前講座について各所へ通知及び県ホームページへの掲載を実施しているところだが、申し込みがない状態なので、下期に市町村、市町村教育委員会等へ再度周知を図っていきたい。

### 事業名：ハンセン病問題普及啓発リーフレットの作成

#### 《概要》

ハンセン病問題を広く周知啓発するため、リーフレット「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」を作成し、市町村・公立及び私立高等学校（1年生全員分）等に配布。

#### □令和5年度（2023年度）事業内容（予定）

- ・令和4年度と同様に45,000部作成し、令和6年（2024年）3月中旬に学校、市町村等に配付

#### □過去の作成状況

平成30年度（2018年度）45,000部作成  
平成31年度（2019年度）47,000部作成  
令和2年度（2020年度）45,000部作成  
令和3年度（2021年度）45,000部作成  
令和4年度（2022年度）45,000部作成

## 事業名：熊本県新規採用職員研修での講話

### 《概 要》

今年度入庁した新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めていただくため、新規採用職員研修において講話を実施。

### □令和5年度（2023年度）事業内容

実施日：4月10日（月）9：40～10：40

受講者：156名

講 師：熊本県健康づくり推進課職員

内 容：①菊池恵楓園について、②ハンセン病について、③ハンセン病問題に関する主な出来事について、④ハンセン病問題の解決の促進に関する法律について、⑤熊本県の取組み、⑥歴史資料館の紹介

※ 県職員として最初に学ぶべき事項として、新規採用職員研修の前期研修で取り上げた。

※ その他、県職員を対象とした特定課題（県政の課題等の中で、全職員が身につけておかなければならない基本的な知識、姿勢等のこと）研修として「ハンセン病問題」を提示し、各職員が研修を受講。  
また、民生委員の研修会テーマにも追加。

## 事業名：熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業

### □令和5年度（2023年度）事業内容

「りんどう相談支援センター」（令和2年4月1日（水）開設）において、回復者及び家族の相談対応と生活支援を行っている。また、研修や講演等を実施し、正しい知識の普及を行うとともに、回復者の講演活動など、普及啓発活動への支援も行っている。

・ 設置場所：一般社団法人熊本県社会福祉士会事務所内  
（熊本市東区健軍本町1-22）

・ 相談体制：社会福祉士常時2名で対応（平日 午前9時～午後4時）

#### 【主な相談内容】

- ① 家族補償制度について様式の取得方法や書類の記入の仕方、療養所への情報開示方法
- ② 年金や福祉制度等

### □令和5年度（2023年度）事業実施内容

① 相談件数(8月末時点)：29件、うち家族補償関係16件、実利用者数31人

#### ② 相談以外の活動

- ・ 遠藤先生・県・りんどう意見交換会（R5.4.14）7名参加
- ・ 第17回ハンセン病市民学会参加（R5.5.20～21）相談員3名参加
- ・ 茶話会開催（R5.5.26）13名参加（内ひまわりの会7名）  
※次回は11月開催予定
- ・ 相談員の研修会等講師派遣（R5.6.9 西合志中央小学校）  
※依頼時対応（11月に1件依頼あり）
- ・ 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典オンライン参加（R5.6.22）9名参加（報道関係4社）
- ・ 地域で暮らす退所者の方を訪問（R5.6.30）相談員2名訪問
- ・ 令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会「～ハンセン病を知ろう～私と家族とハンセン病」開催（R5.11.25 別添チラシ参照）（予定）
- ・ 熊本市と菊池恵楓園退所者の会ひまわりの会との意見交換会支援（R5.10）（予定）
- ・ 熊本県ハンセン病医療・福祉研修会の開催（R6.1）（予定）

## □りんどう相談支援センター相談実績

【令和4年度】

月	相談件数						全体実利用者数	
	総数	個別相談		個別相談 連携	啓発 活動	啓発活動 連携	うち家族・ 回復者	
		うち家族 補償関係						
4月	48	14	(10)	7	5	22	25	14
5月	53	15	(11)	7	2	29	34	9
6月	113	29	(25)	5	0	79	93	12
7月	46	14	(10)	1	0	31	41	9
8月	47	11	(4)	8	6	22	26	5
9月	40	16	(13)	18	2	4	20	11
10月	24	13	(7)	11	0	0	14	8
11月	10	5	(5)	2	3	0	6	3
12月	17	13	(10)	0	3	1	9	4
1月	5	4	(4)	0	0	1	3	2
2月	2	2	0	0	0	0	2	2
3月	5	2	0	0	2	1	4	2
計	410	138	(99)	59	23	190	277	81

【令和5年度】

月	相談件数						全体実利用者数	
	総数	個別相談		個別相談 連携	啓発 活動	啓発活動 連携	うち家族・ 回復者	
		うち家族 補償関係						
4月	35	15	(9)	6	8	6	14	5
5月	12	6	(4)	4	1	1	7	4
6月	7	4	0	3	0	0	6	6
7月	1	1	0	0	0	0	1	1
8月	4	3	(3)	0	1	0	3	2
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
計	59	29	(16)	13	10	7	31	18

### 【補足】

個別相談：個人や行政職員、団体職員、教職員等、個々で相談があった件数

啓発活動：自治体等からの啓発に関する相談件数

個別相談連携：個別相談に関して療養所や自治体、関係機関に問合せを行った件数

啓発活動連携：研修依頼に対し、外部講師の方に繋いだ件数。自治体、関係機関等に啓発（研修）に関する案内等を行った件数

【令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会  
～ハンセン病を知ろう～ 私と家族とハンセン病】

《概要》

家族補償金申請期限（2024年11月21日）を前に、ハンセン病を患い国の隔離政策により療養所に入所していた方が家族を想い書いた詩や、ご家族の方による講演を通じて、ハンセン病問題について考え、理解を深めていただくことにより、退所者が安心して生活できる社会の構築を目指す。一般研修として県民を対象に実施。

- ・実施予定日：令和5年（2023年）11月25日（土）
- ・実施場所等：熊本テルサ（対面）・オンライン研修
- ・参加定員：対面210名 オンライン100名
- ・内 容：
  - 第1部「詩・短歌の朗読 厚い壁に閉ざされた想い」  
（朗読：熊本県立熊本高等学校 放送部）
  - 第2部「ハンセン病家族の想い」  
（講師：ハンセン病家族訴訟原告団副団長 黄光男 氏）

【熊本県ハンセン病医療・福祉研修会】

《概要》

退所者が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくするための環境を構築するため、医療・福祉施設の経営者・従事者を対象に、菊池恵楓園内施設見学、園職員の講話等を実施。

- ・実施日：令和6年（2024年）1月下旬予定
- ・実施場所等：菊池恵楓園（対面型研修）
- ・参加対象者：医師、看護師、介護士、地域包括支援センター職員、病院連携室職員、訪問看護ステーション職員、訪問介護職員等介護事業所職員、医療・看護学生等

□過去の参加状況

平成29年度（2017年度）	49人	令和2年度（2020年度）	27人
平成30年度（2018年度）	12人		（オンライン）
平成31年度（2019年度）	41人	令和3年度（2021年度）	23人
			（オンライン）
		令和4年度（2022年度）	24人
			（オンライン）

## ハンセン病市民学会への参加

日時 令和5年(2023年)5月20日(土)～21日(日)  
会場 5月20日(土)全体会 鹿屋市文化会館  
5月21日(日)分科会 リナシティかのや(3Fホール、2Fギャラリー)  
かのやグランドホテル2F  
参加規模 400人⇒会場参加(オンライン参加対応あり)

### 【熊本県参加】

5月21日(日)分科会A

「地域で生きるハンセン病回復者のおかれた現状と課題」

パネルディスカッション

パネリスト 宮良正吉 (関西退所者原告団いちょうの会共同代表)  
加藤めぐみ (ハンセン病回復者支援センター)  
樋口美智子 (沖縄県ゆうな協会ソーシャルワーカー)  
小夏 香 (熊本県健康局健康づくり推進課)

アドバイザー

青木美憲 (国立療養所邑久光明園園長／市民学会運営委員)

コーディネーター

大槻倫子 (ハンセン病国賠訴訟弁護団／市民学会運営委員)

### 【発表概要等】

熊本県ハンセン病問題・相談支援センター(りんどう相談支援センター)の紹介やセンター活動を通じて回復者及び家族への相談対応及び支援に係る取組みの現状と課題について説明。

全体として、回復者の現状として、地域差はあるものの、病歴があることを隠して生活せざるを得ない状況が続いており、また、回復者は高齢化しており、適切な医療や介護を受けるための相談体制の充実が喫緊の課題となっている。

そのため、各相談支援センターにおいて、各県の事例を参考にし、今後も情報共有を行う等の連携が必要とのまとめがあった。

### 【パネルディスカッションの様子】



## 熊本県出身の療養所入所者の方への事業

### 1. ふるさと訪問事業（里帰り事業）

#### 《概要》

県内外のハンセン病療養所の入所者の方を県内各地にご案内する。

#### □令和5年度（2023年度）事業内容（予定）

参加療養所：国立療養所菊池恵楓園

日 時：令和5年（2023年）11月28日（火） 日帰り

行 先：人吉方面

### 2. 熊本ふるさと便の送付

#### 《概要》

県内外のハンセン病療養所の入所者の方を対象に、熊本県の特産品を12月に送付する。

#### □令和5年度（2023年度）事業内容（予定）

- ・例年どおり12月に県内療養所には熊本県産デコポン、県外療養所にはでこぽんジュースを送付予定

### 3. 県外療養所入所者の方への熊本日日新聞の配布

#### □令和5年度（2023年度）事業内容

- ・星塚敬愛園（県人会）へ配布。



## りんどう相談支援センター 相談支援の概要

### 1. 家族補償金申請支援(具体的内容)

- ①非入所者の方からのご相談。元配偶者の補償金申請に対し、厚生労働省の担当者から「不足資料がある」との連絡があったが、その後のやり取りがうまくいかずりんどうを紹介されたとの事。相談者、補償金申請者である元配偶者の同意を得て、当方で厚生労働省に不足資料の確認を行った。必要と言われた情報(発病時期、県が認定した時期)の記録の有無を県に確認するが記録はないとの回答であった。その旨厚生労働省に連絡、その他資料になり得るものがないか確認した。申請時に添付された相談者の戸籍で確認できない期間があるため、その期間の戸籍謄本を県外の該当自治体から取り寄せてほしいとの回答を得た。相談者から当方が依頼を受けて、戸籍を取得した後、厚生労働省に郵送した。
- ②上記相談に伴い、県外在住の相談者のご子息より電話がある。自分にも手続きの状況を説明してほしいと言われたため、ご子息には電話(スピーカー)で参加して頂く形をとり、相談者も交えて面談を行った。
- ③匿名の方からのご相談。子供の補償金申請を行なったが、厚生労働省の担当者から「証明書はコピーでは受けつけられない」との連絡があった。新しいものをとらないといけないのかとの事。何の証明書か詳細を確認、必要に応じて厚生労働省に当方から確認することも可能であるのご説明したところ、すでにご自身が入所していた療養所に連絡を取り(入所)証明書の再発行を依頼しているとの話であった。当方には自身の手続きが間違いないか確認のため連絡をされたと思われた。今後、何かお困りになった際はご連絡頂きたいと申し上げた。
- ④沖縄の回復者(81歳女性)の方からの家族補償金申請に関してのご相談。相談者は、中学生から20歳まで療養所に入所していた。結婚して子どもが複数おり、1人は障害があり相談者と同居をし、現在は2人で暮らしている。他の子どもは独立している。現在の夫は再婚した相手である。有料老人ホームに入所し経済的に苦しくなったので、家族補償金の申請を希望している。障害がある子供も、家族補償金の申請を希望している。他の子供から家族補償金の対象になるか本人に質問があったが、相談者としては子供も独立しており金銭的に必要性がないので、補償金はもらわないように言ったと話をされた。他の子供も対象になると伝えたが、それは必要ないと返事があった。申請書類一式を郵送した。書類郵送後、記入方法や添付書類に関するお問い合わせの電話があり対応した。

### 2. 退所者給与金

- ①現況届にりんどうのチラシを同封した。

### 3. 啓発

- ①小学校に講師で出向いた際、県作成のリーフレット・りんどう相談支援センターのチラシ・厚生労働省作成の家族補償金のチラシを参加児童・教職員に配布した。

### 4. その他

- ①厚生労働省から「熊本県の非入所者の方の情報はりんどうにお尋ねしてわかりますか」との問い合わせがあった。当方では把握していないため県に問い合わせさせていただきたいとお答えした。
- ②茶話会に参加されたご家族の方から、今後の啓発活動に活用したいので熊本県作成のリーフレットとりんどう相談支援センターのチラシが欲しいとの話があり、各 300 部送付した。
- ③沖縄県在住の方から「毎月届くはがきが見当たらない。いつも手伝ってくれている息子も本島に行っていて、自分は耳が聞こえづらいので誰か手伝ってくれる人はいないか？」とのご相談の電話があった。しかし、当方からの問い合わせには「聞こえない。」と全く聞こえていない様子であったため、電話での対応は難しいと判断し、宮古南静園に連絡した。ご相談者様の了承は得られていないことを事前にお伝えした上で、対応を相談した。当方が得られた情報から思い当たる方がおられる様子であったため、対応を依頼した。後日、宮古南静園から連絡があり、相談者は以前入所されていた方との事。連絡を受けた後自宅を訪問し、はがきの再送の手配やご家族に状況を連絡する等の対応をとったとの報告があった。
- ④匿名の方から「マイナンバーをつくとまずいんですか？」とのお問い合わせの電話があった。病歴を知られるのが怖く、普通の病院にかかったことはないとも言われ、電話番号も非通知であった。マイナンバー申請に必要な物、また申請することで病歴が他者に知られることはないとお伝えした。
- ⑤県内在住の退所者の自宅を訪問し近況を伺った。コロナ禍のため久しぶりの訪問であったが、奥様も同席し近況や昔の事等を話してくださった。夫妻は病気のことを周囲に話していないため、隠し事をしているとの思いがあり、常に周囲を気にした生活を送られているとの事。病気のことを知っている相談員に話が出来て「気持ちがすっとした」と話された。

# りんどう相談支援センター 今年度の活動内容（報告・予定）

## 1. 研修会

### ①医療・福祉研修会（予定）

令和6年1月頃実施予定（内容等詳細検討中）

### ②一般向け研修会（予定）

別紙案内のとおり

## 2. 啓発活動

### ①りんどう相談センター外部依頼研修

・「西合志中央小学校 校内研修」

主 催：西合中央小学校

実 施 日：令和5年6月9日（金）

会 場：西合志中央小学校体育館 ※5・6年児童及び職員参加（約310名）  
（児童約250名 職員約60名）

講演内容：「私たちのハンセン病問題」を演題に、参加児童へ問いかけをしながら講演を行った。ハンセン病に対する偏見・差別を解消するため、正しい知識の普及啓発を図った。

※南小国町役場より11月に職員向け研修の依頼あり（2回に分けて）

## 3. 相談業務

- ・相談支援
- ・ハンセン病元患者家族補償金申請に係る支援

## 4. 茶話会

5月下旬、熊本市内の公民館にて実施。

当事者やご家族、県職員、相談員13名が参加し、近況を語り合った。

次回は11月を予定している。

## 5. 回復者支援

・中修一氏の活動支援

6月22日（木）「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典  
（オンライン視聴支援）

6月22日（木）厚生労働省令和5年度ハンセン病問題対策協議会

Zoom 参加支援

・地域で暮らす退所者の方を訪問

訪 問 日：令和5年6月30日（相談員2名訪問）

訪問内容：退所者の方のご自宅を訪問。奥様も同席、近況やこれまでの生活等について話を伺った。コロナの影響で久しぶりの訪問であったが「病気のことを知っている相談員には隠し事をせずに何でも話せて気持ちがすっとしました。」との話も伺えた。

6. その他

- ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典（オンライン視聴）
- ・ハンセン病市民学会 第17回全国交流集会 相談員3名参加
- ・沖縄愛楽園教員向け講座 相談員1名参加（オンライン）
- ・第44回ハンセン病医学夏期大学講座 相談員2名参加（オンライン）
- ・菊池恵楓園で学ぶ旅 相談員2名参加
- ・菊池恵楓園退所者の会ひまわりの会と熊本市との意見交換会支援（R5.10）（予定）

令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会

# ～ハンセン病を知ろう～ 私と家族とハンセン病

会場&オンライン参加 (ハイブリッド研修)

事前申込制  
参加費無料

2023年

11月25日(土) 13:30～15:45 (開場13:00)

会場：熊本テルサ 3階 たい樹  
(熊本市中央区水前寺公園28-51)

定員：会場210名・オンライン100名 (先着順)

ハンセン病患者に対する間違った知識に基づいた強制隔離政策は、家族も含めて多くの人の人権を侵害してきました。

その家族が受けた被害に対する補償の申請期限は、2024年11月21日です。

今回は、ハンセン病を患い国の隔離政策により療養所に入所していた方が家族を思って書いた詩や、ご家族の方による講演を通じてハンセン病問題について考えていただければと思います。

第  
1  
部

13:40～14:00

「詩・短歌の朗読 厚い壁の中に閉ざされた想い」

熊本県立熊本高等学校 放送部

第  
2  
部

14:10～15:40

「ハンセン病家族の想い」

講師：黄光男氏 (ハンセン病家族訴訟原告団副団長)



【講師のご紹介】

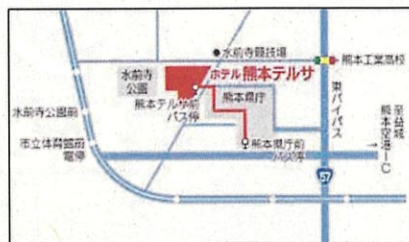
1955年大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれ、1歳のときに母親と姉がハンセン病を発病。母親と姉は岡山県の国立療養所長島愛生園に隔離され、自身は岡山市内の養護施設で育つ。家族5人で再び暮らせるようになったのは1964年9歳のころ。

尼崎工業高校を卒業後、尼崎市職員に採用。2016年2月「ハンセン病家族訴訟原告団(あじさいの会)」の副団長となる。

主催：熊本県健康づくり推進課

## ご案内

- 駐車場はテルサ（有料）または、近隣の駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。当日の駐車場情報はりんどう相談支援センターのホームページ（[kumarindou-csw.com](http://kumarindou-csw.com)）にてお知らせします。



- やむを得ない事情で中止となる際は、当日10時までにりんどう相談支援センターのホームページに掲載します。念のためご確認の上、来場をお願いします。
- 当日は、会場後方にパネル展示もします。ぜひご覧ください。



りんどうHP

## 申込方法

右記のQRコードを読み取り、専用申込フォームから申し込みいただくか、りんどう相談支援センターのホームページ、お電話、又は下記枠内に必要事項を記載の上、FAXで11/10までにお申し込みください。オンラインで参加される方には前日までにzoom研修に参加するためのURLを送ります。



専用申込フォーム

FAX申込書	送付先：096-285-7762
氏名（ふりがな）	
電話番号	
メールアドレス	
参加方法	現地参加・オンライン参加

### ～お申込み・お問合せ先～

一般社団法人熊本県社会福祉士会  
熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」  
☎096-365-7606 FAX：096-285-7762  
✉kumarindou2020@gmail.com(平日9：00～16：30)

## 資料 2

## 人権同和教育課

ハンセン病問題普及啓発に係る令和4年度（2022年度）実績報告  
及び令和5年度（2023年度）事業計画

### 事業名：教職員のための菊池恵楓園現地研修

#### ■令和4年度（2022年度）事業実施内容

- ・概要：「菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的な指導力を高める」ことを目的に実施。
- ・実施日：令和4年（2022年）8月18日（木）
- ・対象者：令和4年度（2022年度）該当校58校から各1人
- ・内容：①菊池恵楓園歴史資料館見学  
②講話（前熊本県ハンセン病問題相談・支援センター職員  
熊本県社会福祉士会 紫藤 千子 認定社会福祉士）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加対象者を計画の半数にした。

#### □令和5年度（2023年度）事業計画 ※実施済み

- ・概要：同上
- ・実施日：令和5年（2023年）8月17日（木）
- ・対象者：令和5年度（2023年度）該当校63校から各1人
- ・内容：①菊池恵楓園歴史資料館見学  
②講話（前熊本県ハンセン病問題相談・支援センター職員  
熊本県社会福祉士会 紫藤 千子 認定社会福祉士）  
③園内見学（※雷雨のため変更し、歴史資料館見学及び班別協議）

### ＜参加者の感想から＞

・これまでハンセン病に関してどれだけ自分が無知だったかを思い知らされました。患者の方々の悲痛な叫びが聞こえるようでした。差別を受けた人々の気持ちがどんなものか、子供たちに伝えていきたいと思います。（市町村立小学校教諭）

・調査をされていく中で、想像を絶するような話が出てきていたという話が、印象に残りました。病気になってしまうだけでも辛いのに、隔離され、家族と離され、さらに差別や偏見もあり、どれだけの辛さをもって今まで生きてこられたのかその思いをきちんと考える必要があると思いました。また、熊本県に住む者として、ハンセン病をしっかりと知ることが大事だと思いましたし、生徒たちにもそのことをしっかりと伝えていきたいと思いません。（市町村立中学校教諭）

・ハンセン病や恵楓園の歴史を知ることができ有意義でした。また入所者の方の音声で「どんなにつらくても死んだらいいかん。人生は生きていることに価値があるけんね。」には心を打たれました。(県立学校教諭)

**取組：ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修の推進**

■令和4年度(2022年度)取組内容

・概要：人権の意義や内容・重要性及び「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に係る教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的な指導力を高める研修の推進に向けた資料の提供及び指導主事の派遣を通して校内研修の推進を図る。

- ①デジタル研修資料を改定し、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」(20分)「新型コロナウイルス感染症とハンセン病をめぐる人権問題について」(14分)を配信。
- ②リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」(県作成)を周知。
- ③パンフレット「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省作成)、啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」を周知。
- ④県内全市町村教育委員会訪問を通して、校内研修の推進及び菊池恵楓園歴史資料館の活用について説明

□令和5年度(2023年度)事業計画

・概要：同上

- ①デジタル研修資料の配信  
令和5年度の視聴回数 12,636回(R5.8.30現在)  
KABハンセン病問題映像 430回(R5.8.30現在)
- ②リーフレット「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」(県作成)の周知
- ③パンフレット「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省作成)、啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」の周知。
- ④市町村教育委員会主催研修及び県立学校の校内研修への指導主事派遣による支援
- ⑤熊本県人権子ども集会実践報告校として、合志楓の森小学校・合志楓の森中学校が発表  
令和5年10月24日(火)から令和6年1月31日(水)まで配信予定



**取組：学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会**

■令和4年度（2022年度）取組内容

- ・概要：教育関係者を対象に「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関する理解と認識を深めることを目的に実施。
- ①校長及び県立学校人権教育主任対象研修
  - ・公立学校（熊本市を除く）の校長及び県立学校の人権教育主任を対象に説明
  - 菊池恵楓園歴史資料館での研修や人権学習での活用を依頼
- ②教職員研修
  - ・副校長、教頭、新任教頭・事務長及び人権教育主任を対象に説明
  - ・経験者研修（教諭：初任、5年、10年、事務職員：初任、4年目、7年目）で説明
  - ・菊池管内教頭対象「人権教育フォーラム」において、ハンセン病回復者及びその家族の人権について研修を実施
- ③人権教育行政担当者研修会（対象：市町村人権教育担当者、市町村社会教育指導員、各教育事務所社会教育主事、熊本市教育委員会社会教育主事）
  - ・実施日：令和4年（2022年）6月8日（水）
  - ・講話：菊池恵楓園退所者の会 ひまわりの会 中 修一 会長
- ④教育庁人権教育推進会議幹事会（対象：全課の人権教育担当者）
  - ・実施日：令和4年（2022年）9月21日（水）
  - ・講話：前熊本県ハンセン病問題相談・支援センター職員  
熊本県社会福祉士会 紫藤 千子 認定社会福祉士
- ⑤市町村教育委員会訪問
  - 県内全市町村に歴史資料館の児童生徒の見学について依頼

□令和5年度（2023年度）事業計画

- ・概要：同上
- ①校長対象研修
- ②教職員研修
  - ・副校長、教頭、新任教頭・事務長及び人権教育主任を対象に説明
  - ・経験者研修（教諭：初任、5年、10年、事務職員：初任、4年目、7年目）で説明
  - ・玉名管内教頭対象「人権教育フォーラム」において、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」について研修を実施
  - ※「人権教育フォーラム」（県内10箇所）において、「令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会」（11/25（土））のチラシを全学校に配布・周知
- ③社会教育関係者研修
  - ・市町村行政担当者、社会教育主事、青少年施設職員及び地域人権教育指導員を対象に説明

## 事業名：人権啓発Web講座

## 【事業概要】

人権課題をテーマとした講話動画の配信（全19講座）

ハンセン病回復者とその家族の人権、感染症をめぐる人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、同和問題（部落差別）、外国人の人権、水俣病をめぐる人権、災害と人権、インターネットによる人権侵害、性的指向・自認に関する人権、ハラスメント、SDGsと人権

## 「ハンセン病回復者及びその家族の人権」関連

- 菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長 : 中 修一さん
- 熊本大学名誉教授、くまもと南部広域病院理事長 : 小野 友道さん

## □ 令和4年度（2022年度）事業実績

動画総視聴数：7,593回（全17講座）

うち、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」をテーマとした  
動画視聴数：1,357回

新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修の実施が困難な中、オンラインで個別研修にも利用できることが視聴回数が多さにつながった。

## □ 令和5年度（2023年度）事業実績（R5.9.9時点）

動画視聴回数：3,455回（全19講座）

うち、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」をテーマとした  
動画視聴数：215回

事業名：研修支援（登録講師派遣）事業

【事業概要】

人権同和問題に関する登録講師を派遣（全19テーマ）

ハンセン病回復者及びその家族の人権、感染症をめぐる人権、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、同和問題（部落差別）、外国人の人権、水俣病をめぐる人権、犯罪被害者等の人権、災害と人権、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認に関する人権、ハラスメント など

「ハンセン病回復者及びその家族の人権」関連

- 菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長 : 中 修一さん
- 熊本大学名誉教授、くまもと南部広域病院理事長：小野 友道さん

□ 令和4年度（2022年度）事業実績

派遣回数：87回 受講者数：8,613人

うち、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関するもの

派遣回数：4回 受講者数：1,169人

□ 令和5年度（2023年度）事業実績（R5.9.9時点）

派遣回数：61回 受講者数 9,117人

うち、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関するもの

派遣回数：7回 受講者：1,726人

[実施団体]

- ・合志市立楓の森中学校主催「ハンセン病問題学習」
- ・球磨村教職員現地研修主催「令和5年度村内小中学校人権教育現地研修」
- ・湧心館高等学校「令和5年度人権教育職員研修」
- ・熊本市立城西中学校「人権教育研修」
- ・熊本県立八代東高等学校「令和5年度人権教育講演会」

(実施予定)

- ・文徳中学・高等学校「人権・同和教育講演会」
- ・熊本県人権擁護委員連合会「全国中学生人権作文コンテスト熊本県大会表彰式及び朗読会」

## 事業名：人権啓発パネル展

### 【事業概要】

人権同和問題に関する啓発パネルの展示

※「熊本県人権教育・啓発基本計画」に掲げる重要課題 等

ハンセン病回復者及びその家族の人権、感染症・難病等をめぐる人権、  
女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、同和問題(部落差別)、  
外国人の人権、水俣病をめぐる人権、犯罪被害者等の人権、インターネットに  
よる人権侵害、性的指向・性自認に関する人権、ハラスメント など

#### □ 令和4年度(2022年度)事業実績

・県民交流館パレア

実施期間：令和4年11月4日～11月18日

・県立図書館

実施期間：令和4年11月12日～11月23日

・県庁新館ロビー

実施期間：令和4年11月28日～12月9日

#### □ 令和5年度(2023年度)事業実績

・県庁新館地下通路

実施期間：令和5年8月21日～9月8日

(実施予定：R5.9.9時点)

・県庁新館ロビー

実施予定期間：令和5年11月10日～12月8日

・県庁新館地下通路

実施予定期間：令和5年11月16日～12月11日

・県立図書館

実施予定期間：令和5年11月25日～12月6日

・県民交流館パレア

実施予定期間：令和6年1月～2月の間で2週間程度

## ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の概要

### 1. 国はハンセン病に係る偏見差別を解消する責任があるという基本認識の共有を

ハンセン病に係る偏見差別は国の誤った隔離政策によって作出助長されたもので、その責任に基づき、国全体で偏見差別の解消に取り組む必要があるという基本認識を明示的に共有するため、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂や各省での実施プログラム作成を検討すべき

### 2. ハンセン病に係る偏見差別を解消するために国をあげての取り組みを

これまでの国の施策は、厚生労働省、法務省、文部科学省等が個別に実施し連携が十分でないため、国は発想の根本的な転換を図り、関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施体制を構築すべき

### 3. ハンセン病に係る差別ないし差別被害の全国的な実態調査を踏まえた取り組みを

ハンセン病に係る偏見差別の実態を踏まえた有効な施策を実施するため、国は実態を正確に把握する調査を早急に実施すべき

### 4. 人々の行動変容ないし意識変容に結び付く人権教育啓発を

人権教育啓発に関する施策・事業はハンセン病問題に関する知識を習得させることに偏っているため、国は、人々の行動変容ないし意識変容に結び付く、実効性の高い施策・事業に進化させるべき

### 5. ハンセン病の病歴者・家族が安心して相談できる窓口の拡大などによる被害救済、被害回復を

ハンセン病に係る偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族を苦しめているため、国は、ハンセン病問題に特化した相談窓口を拡充するほか、法務省人権擁護機関の調査救済活動を見直すことで、被害救済、被害回復を図るべき

### 6. 人権教育啓発活動にハンセン病の病歴者・家族の「語り」の導入を

ハンセン病の病歴者・家族の「語り」は、国の隔離政策の誤りや偏見差別の被害の甚大さ、ハンセン病問題が「自分事」であることを聴き手に体感させる意義があるため、国は、プライバシーに配慮した「語り」の記録・保存・活用と、それにふさわしいサポート体制を保障すべき

### 7. ハンセン病に係る偏見差別を解消するために地方公共団体の取り組みの拡充を

地方公共団体にも国の隔離政策、無らい県運動に加担した責任があるため、地域間格差をなくし、全ての地方公共団体が主体的にハンセン病に係る偏見差別の解消に取り組むべき

### 8. 事業の効果検証に基づき内容を見直すPDCAサイクルの導入を

国・地方公共団体等によるハンセン病問題に関する多くの事業が存在しても、ハンセン病に係る偏見差別は解消されていないため、事業の目的と達成すべき課題を明確に定め、事業実施で達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図るPDCAサイクルを構築・実行すべき

### 9. 「国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)」の創設を

従前の国の施策における省庁間の連携には限界があるため、国は、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みが可能な体制を構築すべき

※ 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」は、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)等を受けて開催された三省協議(厚生労働副大臣、法務省及び文科省の大臣政務官等が出席)において設置が決定された。検討会は有識者会議と当事者市民部会から構成され、ハンセン病に係る偏見差別の現状と要因の解明、国のこれまでの施策の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な施策提言をまとめるため、2021年7月～2023年3月まで開催。

## ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

### 1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた施策実施体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された</li> <li>偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている</li> <li>偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 - 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし</li> <li>厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を補完)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消</li> <li>関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施</li> </ul>

### 2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の保障	(5)地方公共団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>偏見差別の現状を把握する住民意識調査</li> <li>学校における差別被害の実態調査</li> <li>ハンセン病人権教育の実施状況調査</li> <li>療養所退所者の再入所の要因分析</li> <li>資料分析結果の活用 - 家族訴訟の原告陳述書等、宿泊拒否事件の際の差別文書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省の普及啓発に関する施策・事業の改善</li> <li>教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂</li> <li>啓発資料等の活用 - 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等</li> <li>授業担当者等の教育力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大</li> <li>法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し</li> <li>人権侵犯事件における任意調査の是正</li> <li>「差別」「差別被害」概念の是正</li> <li>国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認</li> <li>当事者の「語り」の記録・保存・活用</li> <li>「語り」に伴う負担・葛藤に対するサポート体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所者・家族等も対象に含めた里帰り・訪問事業の拡充</li> <li>地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実</li> <li>病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成</li> <li>地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施</li> </ul>

### 3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業</li> <li>事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る</li> <li>新たな実施機関の必要性も検討すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みができる体制を構築</li> <li>所掌範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般</li> <li>組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討</li> <li>実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施策・事業等との調整</li> <li>センター構想の実現に向けた検討組織を直ちに設置すべき</li> </ul>

## 「第三編 国などへの施策提言」の要旨①

### 1. 基本認識の共有に向けて

#### ●基本認識の共有

- ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された
- 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族を苦しめている
- 偏見差別の解消は、それを作出助長した国の責任に基づき、国全体での取り組みが必要
- このような基本認識が、国だけでなく国民・市民にも届いているか、絶えず振り返りが必要

#### ●基本計画の改訂

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」について、2002年の策定後、家族訴訟熊本地裁判決(2019年)を受けても、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は改訂されていない
- 人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本計画で基本認識の明示が必要

#### ●三省独自の「実施プログラム」の策定

- 基本計画は様々な人権課題を扱うため、様々な当事者等との調整が必要で、時間を要する可能性がある
- 基本計画の改訂を待たず、三省が独自に現在の「基本計画」の欠点を補正し、基本認識を明記した「実施プログラム」を策定すべき

### 2. 国を挙げての取り組みに向けて

#### ●各省単独での取り組みの改善

- 国を挙げて取り組むべき偏見差別の解消の実効性を高めるため、各省単独の施策実施を解消し、単なる省庁間の連携の限界を克服するような根本的な発想の転換が急務

#### ●三省連名通知に基づく着実な施策実施

- 三省連名の通知「ハンセン病に関する更なる教育の推進について」の実効性を担保するために、各種啓発資料や国立ハンセン病資料館等の社会教育施設を活用するとともに、文部科学省は、厚生労働省、法務省や関係機関との連携を具体化すべき

### 3. 差別・差別被害の実態を踏まえた取り組みに向けて

#### ●全国的な実態調査の実施

- 国が偏見差別の実態を踏まえた有効な施策を実施するため、偏見差別の実態を正確に把握する調査を早急に実施すべき
  - ・ 「ハンセン病に関する偏見差別は基本的に解消された」との認識の妥当性を検証し、差別偏見の現状を把握するための、ハンセン病問題に特化した全国的な住民意識調査
  - ・ 学校現場での偏見差別の歴史的な事実を明確に認識するための、学校で病歴者・家族が受けた被害の実態調査
  - ・ 学校での人権教育のあり方を検討するための、ハンセン病人権教育の実施状況・内容の調査
  - ・ 退所者の実情を正確に把握するための、療養所退所者の再入所の要因分析
  - ・ 宿泊拒否事件に際する差別文書、家族訴訟の原告陳述書等の分析(本検討会で実施した分析結果の活用)

### 4. 人々の行動・意識変容に結び付く取り組みに向けて

#### ●ハンセン病問題に係る人権教育啓発の改善

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に啓発活動として掲げられた、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営、学校教育や社会教育等における啓発資料の適切な活用等を、三省連携して実施すべき

#### ●教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂等

- 教科書におけるハンセン病問題の記述を質・量ともに充実させるべき
- ハンセン病問題に関する誤った理解を生じさせない教育啓発を推進するため、授業担当者等の個人的な努力に頼るのではなく、学習指導要領(解説)にハンセン病問題を記述すべき
- 現行の教科書検定制度の下で、学習指導要領の改訂以前の段階で取りうる施策について、早急に検討すべき

## 「第三編 国などへの施策提言」の要旨②

### 4. 人々の行動・意識変容に結び付く取り組みに向けて(続き)

#### ●教科書を補完する啓発資料等の活用

- 中学生用パンフレット「ハンセン病の向こう側」の活用
  - ・パンフレットの活用状況等を分析した上で、配布対象を高校生等にも拡大することを検討すべき
  - ・厚生労働省、文部科学省、都道府県で活用のあり方に関する意見交換会等を実施し、配布・活用に関する協力関係を確立すべき
  - ・厚生労働省、文部科学省がパンフレットの有効活用事例を収集し、モデルを提示すべき
- 啓発シンポジウムの改善
  - ・国の隔離政策の誤りを被害当事者や有識者が批判的に問題提起するだけでなく、国の当事者が謝罪を繰り返すことが必要
  - ・ロールプレイの活用等、参加者に対する問題提起型のシンポジウムとなるような工夫が必要
  - ・効果検証のため専門的なアンケート調査が必要
- 厚生労働省から地方公共団体への委託事業の改善
  - ・十分な予算の確保や地方公共団体等との協議の場を確保し、啓発事業の主体を地方公共団体とすることが必要
  - ・地方公共団体の加害責任に関する検証作業を実施することを奨励すべき
- 教育現場に対する積極的な情報発信
  - ・文部科学省は、人権教育研究推進指定校におけるハンセン病に関する取り組みを拡充すべき
  - ・文部科学省は、啓発資料等の活用事例集を配布したり、国立ハンセン病資料館等の見学を後押しする予算措置を講じるなど、具体的な施策を実施すべき
  - ・ハンセン病問題を扱うことの教育上の意義や価値を学校教育現場に積極的に発信することが必要
- 国立ハンセン病資料館等の活用
  - ・厚生労働省が所掌する国立ハンセン病資料館等の展示、語り部の映像視聴、学芸員による講話、療養所の歴史遺産のフィールドワーク等の活用を軸にした学習を推進すべき

#### ●授業担当者等の教育力向上

- 啓発教材を、授業担当者等が活用しやすい、簡潔で分かりやすい内容に早急に改善すべき
- 授業担当者等には、「ハンセン病問題を知っている」だけではなく、「ハンセン病人権教育に意欲を持ち」、「ハンセン病問題を通じて児童生徒に何を伝えるべきかを明確に認識できていること」が必要
- 授業担当者等は、垂直型の一方的な情報提供で知識を習得させることに加え、知識が内在化され行動・意識変容につながるような双方向型の授業を実施すべき
- こうした教育に意欲を持ち、工夫する授業担当者等が増えるよう、サポート体制を整備し、教職員研修を充実させたり、大学の教員養成課程でハンセン病問題を積極的に取り上げることも促進すべき

#### ●国立ハンセン病資料館の活用

- 展示、語り部の映像視聴、学芸員による講話、療養所の歴史遺産のフィールドワーク等の活用を軸にした学習の推進が必要

### 5. 被害救済・回復に結び付く取り組みに向けて

#### ●病歴者・家族が安心して相談できる窓口の拡大

- 病歴者・家族が日常的に直面する問題を相談できる「駆け込み寺」的な窓口の全国各地での設置が必要
- 病歴者・家族であることを隠して生活する環境で、安心して相談できるハンセン病差別に特化した相談窓口が必要
- 相談者のところに向くアウトリーチやインターネットでの相談、病歴者・家族本人が同じような立場で相談に応じるピア相談等も検討すべき



## 「第三編 国などへの施策提言」の要旨③

### 5. 被害救済・回復に結び付く取り組みに向けて(続き)

#### ●法務省の人権擁護機関の調査救済活動の見直し

- 現在の調査救済活動が有効に機能していない原因について自己点検し、早急に活動を見直すべき
- 簡易・迅速・柔軟な調査救済制度の存在意義を、司法的救済制度の限界や制約を踏まえてより明確化すべき

#### ●任意調査の是正

- 調査救済制度に基づく短期間での解決を目指すため、任意調査の改善方法を検討すべき
  - ・ 一定の要件の下で、相手方の協力が得られなくても、調査が可能な「特別調査」手続の導入
  - ・ 一般的な差別禁止規定を置き、これに対する実効的な救済手続きを整備した差別禁止法の新規立法
  - ・ 部落差別問題における地方公共団体のモニタリング事業等を参考に、人権侵犯の防止と表現の自由の均衡を慎重に検討した上で、ハンセン病問題における差別事案を把握するための情報収集のあり方を工夫

#### ●「差別」「差別被害」概念の是正

- 人権侵犯事件において、司法上の救済対象と行政上のそれとが重複し被害が放置されることがないように、行政として、事案内容に応じて「差別」や「差別被害」概念の狭さを埋める柔軟性を発揮し対応すべき
- 法令に「差別」や「差別被害」概念の定義規定を置き、問題を立法的に解決する方法も検討すべき

#### ●国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置

- 厚生労働省、法務省、文部科学省の三省連携でハンセン病問題に係る教育・啓発、被害相談、被害救済を進めるために、国際的な基準を満たした連携の調整、方向性の提示、指導を行うセンター的組織が不可欠
- 国内人権機関の設置には解決すべき課題が多いため、ハンセン病問題に特化した機関の設置も併せて検討すべき
- 偏見差別は許されないという社会規範を確立するため、ハンセン病問題基本法の改正と合わせ、包括的な差別禁止法の制定の必要性も検討すべき

### 6. 被差別被害者の「語り」が果たし続ける役割

#### ●当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認

- 当事者の「語り」は、国の隔離政策の誤りや病歴者・家族の被害の甚大さや、21世紀の人権を先取りした「当事者による当事者のための当事者の人権」、ハンセン病問題を「他人事」ではなく「自分事」であることを聴き手に体感させる
- ただ、被害者という側面にのみ焦点があてられると、同情や理解を促す形でしか機能しない恐れがあるため、「語り」の持つ意義を改めて確認し、それにふさわしい扱いを保障すべき

#### ●当事者の「語り」の記録・保存・活用

- 当事者である病歴者・家族の高齢化・少数化が進む中、シンポジウムでの発言、書籍出版、講演、学校での授業、家族訴訟の原告陳述書等の多岐にわたる「語り」の記録化、記録の保存、記録の活用について、早急に統一的なルール作りが必要
- 「語り」のアーカイブを検討する際は、当事者のプライバシーを確実に確保することが必須

#### ●サポート体制の構築

- 当事者の「語り」に伴う負担、葛藤に配慮し、「語り」の前後にケアが必要
- 国・地方公共団体の人権教育啓発活動の「中軸の担い手」である当事者の希望を踏まえ、どのようなサポート体制を構築すべきか十分検討し、早急に行うべき
- 隔離政策を推進した国・地方公共団体、それに加担した国民・市民には、病歴者・家族の「語り」をサポートする責務がある

## 「第三編 国などへの施策提言」の要旨④

### 7. 地方公共団体の取り組みの改善

#### ●里帰り・訪問事業の拡充

- 入所者だけでなく、故郷に戻れず暮らしている退所者や故郷を追われた家族も含め、被害当事者全体を対象とした里帰り事業や訪問事業とすべき

#### ●相談体制・相談窓口の充実

- 病歴者・家族のための相談体制・相談窓口を充実することこそ、地方公共団体が取り組むべき喫緊の課題
- 地方公共団体においてもハンセン病問題を理解した人材の育成が必要
- ハンセン病問題に特化した相談窓口、法務省の人権擁護機関が開設している相談窓口等の連携、既存の相談窓口の周知が必要

#### ●病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成

- ハンセン病病歴者からの証言の聞き取り・記録化や啓発委託事業の活性化に向けた意見交換会については、地方公共団体としての実施も検討すべき

#### ●ハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

- ハンセン病に係る偏見差別の解消のための各種事業の活性化のために関係者による意見交換会等を実施すべき
  - ・ 都道府県のハンセン病対象者が集まる「ハンセン病問題対策促進会議」
  - ・ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会
  - ・ 都道府県内での地域の関係団体等による意見交換会(沖縄県、熊本県等)

### 8. 効果検証による改善システムを組み込んだ取り組みに向けて

#### ●PDCAサイクルの導入

- 国・地方公共団体等が実施するハンセン病問題に係る全ての事業を対象に、その目的と達成すべき課題を明確に定め、事業の実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図るというPDCAサイクルの構築・実行が必要
- 省庁の垣根を超えてPDCAサイクルを実施するため、既存省庁と別の新たな実施機関設立の必要性も検討されるべき

### 9. 施策の一体性の確保に向けて

#### ～国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)について～

#### ●センターの必要性

- ハンセン病に係る偏見差別の解消は国の総力を挙げて取り組むべき課題である
- 国の啓発活動は、国としての統一的な方針に基づく一元的な施策遂行となっておらず十分成果を上げられていない
- ハンセン病問題に係る相談事業、人権侵害事案等の調査救済の活性化に向けて、既存省庁の役割分担を超えた運営主体の設置検討が必要
- 地方公共団体における啓発活動の強化に向けて、国から地方公共団体への説明や予算措置を担う中心的な組織が必要

#### ●センターが所掌すべき範囲

- ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要とされる、教育、啓発、人権救済、相談活動全般

#### ●実現に向けて検討すべき課題

- センターの業務範囲
  - ・ 全てを所掌するか、特定分野だけか、直接所掌するか、他省庁や地方公共団体に要請して実施させるか
- 独立行政法人という組織形態での設立の現実的な可能性
  - ・ 行政組織の合理化の流れの中で新たな組織の設立、既存組織の改編・拡充、業務範囲に応じて確保すべき人員・物的施設等の規模、予算措置等
- 既存組織等との関係調整、既存の相談窓口の活性化
  - ・ ふれあい福祉協会、人権教育啓発推進センター、大阪府ハンセン病回復者支援センター、沖縄県ゆうな協会、熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」、ハート相談センター、国立ハンセン病資料館等
- 法務省の人権侵犯事件についての調査救済活動とセンターの相談活動の密接な連携の進め方

#### ●センター構想具体化・実現に向けた今後の取り組み

- ハンセン病に係る偏見差別の解消を目指し、センター設立が必要不可欠であることを明確に認識した上で、直ちに構想実現に向けた検討組織を設置すべき

## ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書(2023年3月)

### 検討会の概要

#### 1. 委員名簿(2023年3月時点)

有識者会議		当事者市民部会	
青木 美憲	国立療養所邑久光明園園長	相川 翼	武蔵高等学校中学校・青山学院高等部・早稲田大学高等学院 教諭
内田 博文	九州大学名誉教授 ※委員長	石山 春平	全国ハンセン病退所者連絡協議会副会長
金 明秀	関西学院大学社会学部教授	江連 恭弘	法政大学第二中・高等学校教諭
坂元 茂樹	(公財)人権教育啓発推進センター理事長	太田 明夫	ハンセン病問題を共に学び共に闘う全国市民の会会長
佐久間 建	都立武蔵台学園府中分教室教諭	加藤 めぐみ	(福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会ハンセン病回復者支援センターコーディネーター
櫻庭 総	山口大学経済学部教授	訓覇 浩	ハンセン病市民学会共同代表・事務局長 ※委員長
潮谷 義子	全国家庭養護推進ネットワーク共同代表	黒坂 愛衣	東北学院大学経済学部共生社会経済学科教授
徳田 靖之	ハンセン病訴訟西日本弁護士共同代表	原告番号21番	ハンセン病家族訴訟原告団
延 和聡	盈進学園盈進中学高等学校校長	原告番号169番	ハンセン病家族訴訟原告団
福岡 安則	埼玉大学名誉教授 ※副委員長	原告番号188番	ハンセン病家族訴訟原告団
藤野 豊	敬和学園大学人文社会科学研究所長		
森川 恭剛	琉球大学人文社会学部教授		
		迫田 朋子	ジャーナリスト
		平良 仁雄	沖縄ハンセン病回復者の会共同代表
		豎山 勲	ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会事務局長
		林 力	ハンセン病家族訴訟原告団団長
		浜崎 眞実	ハンセン病首都圏市民の会事務局次長、カトリック横須賀三笠教会主任司祭
		黄 光男	ハンセン病家族訴訟原告団副団長
		藤崎 陸安	全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長
		宮良 正吉	全国退所者原告団連絡会 ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会会長
		村上 絢子	ハンセン病首都圏市民の会、日本ハンセン病学会
		森 和男	全国ハンセン病療養所入所者協議会会長

#### 2. 開催経過

検討会各回の開催経過(資料、議事録等)、報告書本編ファイルは、検討会事務局ホームページに掲載している

<https://www.mri.co.jp/kentoukai>

(検討会は、厚生労働省健康局より委託した「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討調査」(2021～2022年度)に基づき、(株)三菱総合研究所が事務局として運営した)

#### 3. 本件に関する問い合わせ先

厚生労働省 健康局 難病対策課 ハンセン病係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話番号 03-5253-1111(代表)

## 【参考】「第一編 偏見差別の現状と克服すべき課題」の要旨①

### 1. ハンセン病に係る偏見差別の現状分析で前提とすべきこと

- 偏見差別は、国の隔離政策と無らい県運動によって作出助長
- 偏見差別の現状を分析するに当たって前提とされるべき視点
  - 病歴者・家族と関係しないところで偏見が薄れていっても意味がなく、彼らが社会と接する場面でいかに認識され扱われていたかが問題
  - 差別者の認識やその正当化の論理と、被差別者の置かれている状況や被害意識を、生の声に基づいて正確に把握すべき
  - 統計社会学的に専門化された住民意識調査の存在が不可欠
- 偏見差別の現状に関する国の認識
  - 「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年)
    - ・ハンセン病に係る偏見差別の現状について危機意識が薄弱
    - ・偏見差別を医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果発生したものと把握
    - ・偏見差別の存在に関する国の責任についての認識が曖昧
    - ・病歴者の家族に対する偏見差別の問題を人権課題として認識していない
  - 家族訴訟における国の主張(2019年)
    - ・遅くとも2013年には、国の隔離政策がハンセン病に対する誤った認識に及ぼした影響は、社会通念上無視しうるまで解消されていた
  - 家族訴訟熊本地裁判決の判断(2019年)
    - ・国の隔離政策によって病歴者の家族に偏見差別の重大な被害を与えた
    - ・国に差別偏見除去義務を認定(厚生(労働)大臣+法務大臣、文部(科学)大臣)
    - ・偏見差別の現在性については、国の主張を受け入れ消極的な判断

### 2. ハンセン病に係る偏見差別の現状分析

- 大阪市社会福祉協議会「ハンセン病問題とHIV問題に関する市民意識調査」(2010年度)
  - ・住民の4割前後が、家族がハンセン病の病歴者の子どもと結婚する場合や、病歴者と一緒に入浴する場面において抵抗を感じるという回答
  - ・差別感情は伝染病であるとして感染の恐れを懸念する認識とは不一致

### ●家族訴訟の原告陳述書等の分析

- 偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害
  - ・地域社会・学校・職場での差別、就職差別、親族からの差別、結婚差別、差別による離婚
- 家族関係の形成を阻害された被害
  - ・家族が療養所に隔離されたことによって物理的に生じたもの
  - ・「感染」への恐怖が刷り込まれたことによって生じたもの
  - ・家族自身が差別され排除されたこと、これを回避しようとして生じたもの
- 秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害
  - ・生きていく過程で、時間の経過とともに被害が加重し、拡大する
  - ・人生における選択肢を狭められたり、自己肯定感を抱けないまま生きることを強いられる要因として大きく関与している
  - ・被害は、現在もなお深刻な状態のまま継続している
- 被害が集中する場面、被害相互の関連(計量テキスト分析)
  - ・住居地域が最も頻度の高い差別の温床になっている
  - ・相互扶助の相手として頼るべき親族から差別される状況で家族が孤立している
  - ・秘密を抱えさせられることは直接的暴力以上に大きな精神的負担になっている
- ハンセン病回復者支援センターの活動等からみえてきた退所者の実情
  - 退所者に対する偏見差別による被害は、解消に向かうどころか、深刻さの度合いを深くしている
    - ・例:退所に際しての住居確保、就職先での差別、旅行時等の宿泊先の選定、ハンセン病に特有とされる足穿孔症の治療先確保、介護者不在と高齢者施設等からの排除
  - 退所者は孤独と不安の中で高齢化し、介護サービス等を利用しなければ生活維持が困難となっているが、病歴を知られたくないとの思いから積極的に利用できない深刻な状態に置かれている
  - このため、社会復帰を果たした退所者の再入所が継続的に相当数に上っている

## 【参考】「第一編 偏見差別の現状と克服すべき課題」の要旨②

### 2. ハンセン病に係る偏見差別の現状分析(続き)

#### ● 宿泊拒否事件の際の差別文書分析

- 差別文書におけるハンセン病観
  - ・ ハンセン病を恐ろしい伝染病と認識していることを明示した者はわずか
  - ・ 後遺症としての外形の変化等に対する偏見差別を明示した者は相当数
- 差別文書における隔離政策の評価
  - ・ 隔離政策に対する評価を明示しないまま、公共機関の啓発は建前で、本音は異なるという意識が根強い
  - ・ 文書送付者は、国の隔離政策は違憲で誤りという事実を納得していないため、繰り返し周知徹底する必要がある
- 差別文書における隔離政策による被害に対する認識
  - ・ 被害者が、同情されるべき存在として控えめに慎ましく行動する限りは、同情・理解しようとするが、加害者に対して、差別・人権侵害であると主張する姿勢を見せると、差別意識が立ち現れてくる
  - ・ これは、偏見差別の解消の上で最も大切にすべき、差別された当事者が、自ら差別を克服していく主体として解放されることを阻害する
- 差別文書における啓発活動に対する評価
  - ・ 啓発活動は立場上展開されている建前に過ぎないとする評価が多数派で、ハンセン病に関する正しい知識を普及する啓発活動だけでは限界がある
- 差別文書が非難の対象としたもの
  - ・ 入所者がホテルに宿泊しようとしたこと自体を非難するグループと、ホテルの謝罪を受け入れなかったことを非難するグループがある
  - ・ 後者は自分たちの差別的立場に無自覚であるため、当事者との交流や「語り」を軸とした教育啓発活動を通じて、当事者とともに偏見差別の解消のために行動する多数派を形成していくことが重要である

- 文書作成者の差別的表現形態の傾向(計量テキスト分析)

- ・ 「見下し・嫌悪」という差別的態度と加害者への同情が強く結び付き、加害者への同情が差別的態度を合理化している
- ・ 病歴者・家族は「自分とは同じ範疇にない」と決めつけ、対等の立場を認めない「他者化」という差別的態度は、差別される人たちの非生産性をあげつらい、不当な利益を得ているかの如く言いつのことで正当化されている
- ・ 一見中立的な概念と思われる「経営論理」が実は、「見下し・嫌悪」や「他者化」を正当化する論理、その差別性を隠ぺいする手段として機能している

### 3. 偏見差別の解消に向けて必要とされる課題

- 療養所の遺骨引き取り状況、検討会での資料分析等から明らかになった偏見差別の現在性とその重大性を社会が直視し、認識すること
- 偏見差別の現在性を明らかにするための全国的な意識調査、入所者・退所者・非入所者に関する実態調査の実施
- 「偏見差別の意識構造」を打ち砕くという課題と、予期される差別の顕在化への対抗、実害の抑止・防止という課題の、二重の構えでの施策構想
- 偏見差別を構築せしめたのは、国、それに加担した地方公共団体、政界、医学・医療界、法曹界、福祉界、教育界、宗教界、マスメディアであることに加え、住民一人ひとりの責任も、受動的なものではなく、その加害性が問われていることを明らかにする必要性をも認識した人権教育・啓発
- ハンセン病問題以外の分野における偏見差別の問題との共通性を明確に認識した上での、その解消を図るための共通課題の明確化
- 偏見差別が解消された社会のイメージの明確化とそのために必要な課題の認識
- 「ハンセン病に係る偏見差別」は許されないという社会的な規範の確立

【参考】「第二編 厚生労働省、法務省、文部科学省の施策の評価」の要旨①

1. 国のこれまでの個別・具体的な施策評価

● 宿泊拒否事件とこれに関連する差別文書への対応

- 宿泊拒否事件自体に対しては、重大な人権侵犯事案として対応
- 差別文書で顕在化された偏見差別についての危機感が欠如。一般的な啓発活動を強化しただけで、人権侵犯事案としての公表、差別文書の分析、原因・再発防止策を検討する組織の設置等の取り組みはない

● 人権相談・人権救済の現状

- 偏見差別は根強く存在するが、法務省の人権擁護機関による人権相談、人権侵犯事件の件数は極めて少数で、調査救済活動は低調
  - ・ 被害当事者に、調査救済活動が知られていない。知っていても、不安・不自信のための相談をためらったり、自身の受けた出来事が人権侵害に該当すると認識できていない
  - ・ 法務省における人権侵犯事件の存在把握の取り組みが不十分。人権侵犯と認定される範囲が狭く、調査救済の対象も特定の個人の権利侵害に限定されている
- 人権侵犯事件に対する調査は任意で、相手方の協力が得られなければ長期化、侵犯事実不明確の決定に終わる場合がある
- 国連からパリ原則に基づく国内人権機関を設置について、度重なる勧告を受けているが、検討するにとどまっている

● 病歴者・家族からの相談受付窓口の現状

- ハンセン病問題基本法に基づき、相談窓口を設置している地方公共団体はごく少数(大阪府、熊本県等)
- 家族訴訟を受けて、家族からの相談窓口が設置されたが、その効果検証は実施されていないため、偏見差別の解消に機能しているかは不明

● ハンセン病に係る偏見差別の全国的な実態把握

- ハンセン病に係る偏見差別は基本的に解消されているという現状認識の甘さから、厚生労働省は全国的な実態把握をしていない
- 法務省が実態把握に活用している、5年に1度の内閣府「人権擁護に関する世論調査」は、一般的な人権問題について、現状に対する一般的な認識を問う形なので精度が不十分

● 人権教育の現状

- 学習指導要領(解説)に、国の誤った隔離政策によって偏見差別が作出助長されたハンセン病問題についての記述がない
- 教科書におけるハンセン病に関する記述は、2001年熊本地裁判決直後の時期を除いて少なく、その内容も一般的な人権問題として論じるにとどまっている
- 福岡県内公立小学校での人権学習事件(2014年)について、事件発生当時は、国としての対応の必要性を十分には認識していなかった
  - ・ 本事案は教育現場における深刻な差別事件であり、今後も発生するという認識、偏見差別の解消のための周知徹底が十分でないことが事件の一因であり、国として取り組む課題であるという認識がなかった
  - ・ 授業担当者の「善意」による人権学習が、「同情」や「憐み」を伴って新たな偏見差別を生み出すことが認識できていない
  - ・ 差別をなくさなければならない教育現場で、逆に差別が作られている現状を明確に認識し、教職員も児童生徒と「共に学ぶ」という謙虚な姿勢が求められる
- 家族訴訟熊本地裁判決(2019年)以後、文部科学省の施策は転換している
  - ・ 「人権教育・啓発白書」の記述内容が改められ、厚生労働省、法務省と遜色ないものとなった
  - ・ 病歴者・家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための検討を行う「人権教育推進チーム」が設置された(2019年)
    - チームの取り組み充実のため、教育現場で病歴者・家族が受けた被害の実態把握、全国の学校におけるハンセン病問題の理解促進のための取り組みの実態把握、学校における国立ハンセン病資料館等の活用事例の集積・提案、実効性ある検討をするための検討チームの構成員の拡充、「人権教育・啓発に関する基本計画」等の見直しが必要
  - ・ 文部科学省、厚生労働省、法務省の連名で、都道府県教育委員会に宛てて通知「ハンセン病に関する更なる教育の推進について」を発出した(2021,2022年)

## 【参考】「第二編 厚生労働省、法務省、文部科学省の施策の評価」の要旨②

### 1. 国のこれまでの個別・具体的な施策評価(続き)

#### ●人権啓発の現状

- 厚生労働省、法務省の啓発活動に関する施策は、隔離政策が憲法違反であったことを前提とし、被害当事者の要望を反映して、策定・実施する仕組みに改められたが、偏見差別の払しょくに向けて効果を発揮するには至っていない
  - ・ 国の誤った隔離政策によって偏見差別が作出助長されたという視点が前面に掲げられていない
  - ・ 偏見差別の現在性を把握するための全国的な住民意識調査が行われていない
  - ・ 中学生向けパンフレットや啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業等について、その実施による効果や達成度が検証されていない
- 中学生向けパンフレットは、ハンセン病問題における国の責任という視点が明確にされておらず、活用状況のアンケート結果等に基づいた見直しもなされていない。学校現場における病歴者・家族に対する偏見差別が明確にされていないため、過去に遠い世界で起こった事例を、単に知識として学ぶ内容になっている
- 啓発シンポジウム開催にあたっての三省連携が不十分で、開催頻度も低い
- 地方公共団体への啓発委託事業は取り組みに地域格差があり、実施件数の減少、内容の形骸化が起きている

### 2. 各省単独の施策実施に伴う悪循環

- 国の誤った隔離政策によって作出助長された偏見差別を解消する施策は、厚生労働省、法務省、文部科学省が一体となって推進すべきという基本姿勢の共有が不十分
- 家族訴訟熊本地裁判決を受けて、三省協議の場が設置されたが、三省の協力関係に具体的な進展はみられていない
- 三省連名の通知「ハンセン病に関する更なる教育の推進について」は、方法の周知にとどまり、具体的な予算措置等は講じられていない
- 厚生労働省、法務省等が設置した相談窓口の連携、周知が不十分
- 人権侵害事案への対処は、法務省、厚生労働省の個別対処にとどまり、実績もほとんど上がっていない
- 偏見差別解消のための国等の施策は、マイナスがマイナスを招く悪循環に陥っている
  - ハンセン病に係る偏見差別の実態が把握されていない
  - 今も続く偏見差別の厳しい実態について、国・地方公共団体のみならず、国民・市民も認識が乏しい
  - 国・地方公共団体は、国民・市民の認識が不足しており、理解が得られないことを理由に、教育・啓発、相談、救済、立法等の面で抜本的な施策を講じることを怠っている
  - 各省単独で実効性を欠く施策が実施された結果、国民・市民の理解は一向に進まず、被差別当事者は依然として、誰にも相談できずに、いつ差別を受けるのではないかとびくびくと怯えながら孤独で不安な日々を送らざるを得ない

### 3. 国の加害責任の曖昧さ

- ハンセン病に係る偏見差別の除去義務についての認識、国の誤った隔離政策によって作出助長された偏見差別は今も社会に根強く残っているという認識が、国全体や三省の省内全体で共有されていない
- PDCAサイクルが導入されていないため、偏見差別の解消に関する施策において、目的に沿った効果が上がっているかどうか、効果測定を行い、その効果測定を踏まえて見直しをする仕組みになっていない